

「ストラスブールの誓約」の言語学的考察

森 田 信 也

目 次

1. はじめに
2. 「ストラスブールの誓約」とは
3. カロリング・ルネサンス
4. 背 景
5. ラテン語からフランス語へ
 - 5.1 「ライヒェナウの用語解」
 - 5.2 フランス語最古のテキスト
6. 結 論

Étude philologique des “Serments de Strasbourg”

Shin'ya MORITA

Résumé

Tous deux petits-fils de Charlemagne et fils de Louis le Pieux, Louis le Germanique et Charles le Chauve prononcèrent les Serments de Strasbourg en roman français et en vieux haut allemand. Ils s'engagèrent ainsi à poursuivre la lutte marquée par la bataille de Fontenoy, contre leur frère Lothaire.

Le texte ne fait que reprendre des passages écrits de ces engagements. Mais on trouve dans ce document aussi bien des traces de vieux français que de latin évolué. Les Serments de Strasbourg consacrent la naissance des deux états (la future France et la future Allemagne) les plus puissants en Europe et cela, avant le Traité de Verdun. D'après le document, il apparaît évident que plusieurs langues étaient parlées en Europe après l'effondrement de l'empire romain. D'un point de vue philologique, on peut dire qu'il s'agit du premier texte écrit en proto-français.

1. はじめに

「ストラスブールの誓約」は、ラテン語から切り離されたはじめての原フランス語による記述

とされている。中世以来、ラテン語との親子関係をイタリア語もフランス語も模索しつづけてきた。ダンテは、「俗語論」のなかで、イタリア語はラテン語の三分割から出たものとし、*nam alii oc, alii oī, alii sī affirmando locuntur* と述べているが、これは、いみじくも、プロヴァンス語、フランス語、イタリア語のことをそれぞれさしている。Oīは、のちに oui になるのだが、音声学的にも [i] 音は、liquid consonant「流音」といって音節の途中や末尾では、音変化を起しやすく、英語の animal の発音の例をあげるまでもなく、フランス語の animal の複数形も animaux であることから、oil > oui の変化は、そう唐突なケースではない。一方、フランスでは、ラテン語起源説の最大の武器として、この「ストラスブールの誓約」のテキストが登場する。時は18世紀、フランス語の最初のモニュメントは、ボナミという博学者によって、ラテン語とフランス語を結ぶ「かすがい」にしてしまった。

19世紀は、比較言語学の世紀だった。1816年、フランツ・ボップが「サンスクリット語の活用体系について」を、ヤコブ・グリムが「ドイツ語文法」を、フリードリッヒ・ディーツが「ロマンス語文法」をそれぞれ発表している。比較言語学という音韻論を扱う学問の飛躍的な発展により、話されたラテン語がフランス語の起源であるということが、科学的に証明されていった。そして、ついにフレディナン・ブリュノは「フランス語史」の中で、「フランス語は話されたラテン語である」と明言するに到る。本稿では、このテキストの言語学的な考察を試み、プロトタイプのロマンス語と原フランス語の連続性について議論する。

2. 「ストラスブールの誓約」とは

ローマ帝国は領土が広大であったが、古典期のラテン語という求心力のおかげで、「共通語」を有していたが、書き言葉と話し言葉の乖離は抗いようがなかった。当時の民衆の言語とインテリ層の言語との間には、埋めようのない溝が存在し、識字率もかなり低かったことから、実際の日常的に用いられていた言葉は、ラテン語の屈折は平準化が進み、さらに音変化も進んでいたと思われる。ローマ帝国末期、コンスタンチヌス帝以降は、その格差がいつそう進んでいた。しかし、ローマ帝国の滅亡に伴い、急速にラテン語が衰退したかどうかは疑問が残る。近現代の植民地の言語政策を見れば明らかのように、植民地の方が本国以上に言語の変化には保守的であり、母語ではないために、均質性が保たれやすいことは周知のとおりである。ローマ帝国の版図はあまりにも大きすぎたため、意思の疎通には共通語が必要とされたことも大きな要因だが、もうひとつは、中世ヨーロッパの形成の上で考慮に入れなければならない「ゲルマン」という要素と「キリスト教」という要素は、この言語の長寿に一役買っていることは間違いない。教会は、信者の獲得のために、誰にでもわかるような「俗ラテン語」のようなもの、もっと言えば、「田舎風のラテ

ン語」という共通語が必要なのだった。7世紀までは、テキストの上でラテン語の俗化には均質性が見られるが、それ以降は、テキストの上でも地方性が強くなり、フランス語、イタリア語、スペイン語などに通じる言語的な特徴が現れてくることになる。ローマ文化圏の分裂を明確に示す特徴が、テキストに反映されたのは、ちょうど600年ぐらいだと考えるのが最近では一般的である。それ以前は、地理的には分化されていても、まだラテン語は求心力をもっていたと考えられている。

ロマンス語というものは、比較言語学が求めた印欧祖語のプロトタイプと似ていて、帝政期のラテン語が崩れてはいるが、それなりの均質性を備えている。ローマ帝国滅亡から600年ぐらいまでの言語を全体論的に指したものと考えられ、ラテン語とロマンス諸語との連続性は、比較言語学的方法論によって証明された。

それでは、その連続性の中でロマンス語が原フランス語へと変身をとげるのは、いつからなのであろうか。その大きなひとつの痕跡こそが、まさしく「ストラスブールの誓約」なのである。

3. カロリング・ルネサンス

カロリング・ルネサンスの持つ意味は、学問を発展させたことと、古典の復興、つまりラテン語の復興を果たしたことである。カロリング朝を起こしたピピン3世（カール大帝の父）の後を受けて、カール大帝は正書法と伝統文法などについて言語政策を実践した。こうしてカロリング・ルネサンス期には、ラテン語が復興されることになるが、文盲なる民衆の話し言葉と、復興されたラテン語の間には、どうしようもないほどのギャップが生じることになる。とりわけ一般民衆のキリスト教信者は、教会で使われたラテン語がまったく理解できなくなっていた。求心力どころか、ラテン語は、かえって遠心力をもつようになり、口語の俗化はますます進むことになる。

そもそも、カロリング朝において、ラテン語自体が政策上の言語であり、カール大帝自身もゲルマン出身で、母語はゲルマン語であった。カール大帝が招いた学者アルクインは、オクスフォードから招かれたように、ガリア以外から多くの学者が招聘され、ラテン語が学問用に復興されたのだった。

当時のフランク王国の貴族たちの使用言語は、ゲルマン語からガロ・ロマン語に変わっていたが、ラテン語を熱心に勉強した形跡はなく、その証拠に、文書の作成は、聖職者たちに「丸投げ」していた。したがって、聖職者たちだけが生活上の口語と記述用のラテン語の2つの言語を習得し、それを最大限に利用することができたのだった。これが、後の教会の権力につながり、ひいては教皇権の強化にもつながってゆく。聖職者たちは、民衆に向かって話しかける説教は、誰もが理解できるような民衆の言葉を用いなければならないことを察知していたからである。

4. 背 景

シャルルマーニュは、西暦 800 年のクリスマスのミサに出席し、時のローマ教皇レオ 3 世が、シャルルマーニュに西ローマ皇帝として戴冠を行った。そしてシャルルマーニュの帝国は、ローマ・カトリック教会と共存しながら、ローマという古代世界との連続性という象徴を武器に、強化してゆくのであった。また、同時に精力的に文化・言語政策を行ったが、これは、ローマへのあこがれからであるが、シャルルマーニュ自身が、ラテン語が古代文化との連続性を示すものであると強く思っていたからである。

そもそも、「ストラズブールの誓約」という文書がしたためられた経緯は、領地の委譲という問題がその発端であった。フランク族の伝統では、父親の領地は息子たちの間で分割することになっていた。Pépin le Bref 小ピピンが、その領地をシャルル（後のシャルルマーニュ）とカルロマン（カールマン）の 2 人に分けたのも、その伝統に習ったからであった。シャルルマーニュも同様に、即位後 6 年の西暦 806 年に証書を公布し、遺産相続について定め、息子シャルル（カール）、ペパン（ピピン）、ルイ（ルードヴィヒ）の 3 人に等価の領地の相続分について指定している。シャルルマーニュの長男と次男は、若くしてこの世を去ったので、ルイ 1 世敬虔王が帝国を引き継ぐことになった。ルイは、父の遺産を敬虔に受け継ぎ結実させた。また彼はラテン語にもうるさかった。戴冠の翌年、つまり 817 年に、ルイは自分の後継者を定める証書を公布して、長男のロテールに帝位を委譲すると定めた。次男と三男は、同じ帝国内で王国をあてがわれた。

しかし、3 人の息子の母、エルマンガルドが 818 年に死ぬと、ルイ敬虔王は、翌 819 年に、若くて美しいジュディットと結婚し、823 年には、シャルルという息子が誕生する。このシャルルが、後にシャルル 2 世禿頭王となるのだが、異母兄の 2 人より 20 才以上も年下で、老いて出来た子供ゆえ、父親の愛情を一身に集めることになる。この子供を守るために、証書の公布までして次代の皇帝を約束したロテールを、この子供の代父に任じたのである。そして、このシャルルにも領土を委譲しなければならないと考えたルイ敬虔王は、817 年に次男と三男に分け与えた領地のいくつかを取り返そうと試みた。これに端を発し、血みどろの遺産相続問題が始まることになる。ロテールの野心が、830 年代には父帝を 2 度も退位させ、修道院に幽閉させたのであるが、831 年には、ロテールの最初のクーデタが失敗し、ルイ敬虔王は復位し、817 年の法令を無効化すると宣言した。この時点で、ロテールが帝位を継ぐ可能性はなくなり、イタリアに送られて、領地を与えられ、そこで蟄居、謹慎の身となった。帝国は、三人の忠実な息子、ペパン 1 世、ルイ（ドイツ人王）、シャルル禿頭王に分け与えられた。これら 3 人の王国はそれぞれ独立しながらも協調するというフランク族の伝統に基づき、シャルルマーニュの 806 年の法令に立ち戻るようになった。

ドイツ人王ルイとペパン1世は、831年のこの領土分割で利するところがあったため、817年の法令に立ち戻る気は毛頭なかったであろう。

しかし、ロテールは839年に二度目のクーデタを起こし、再度帝位を狙った。これはルイ敬虔王の死の前年の出来事で、かなり力も弱っていたこともあり、ロテールに恩赦を与えることになった。これにより、再び領土分割が行われ、ペパン1世は死に、寵愛を取り戻したロテールとシャルルは大いに利益を得ることとなるが、その一方で、ドイツ人王ルイは不興を買い、バヴァリアしか与えられなかった。そのような状況の中でルイ敬虔王は没する。そうして、ロテールは勢いに任せて、817年に決議された皇帝権を再び要求する。ロテールは、異母弟のシャルルに対して嫉妬と憎悪を募らせ、実弟のドイツ人王ルイと同盟を結んだが、傲慢なロテールに愛想をつかしたルイはシャルルと歩み寄るようになる。以後、840年以降は、帝国の分裂は不可避の状況であり、誰の目にもドイツ人王ルイと禿頭王シャルルの同盟の軍事的勝利は明らかであった。841年6月25日、交渉は平行線のまま決裂し、ルイとシャルルの同盟軍は、オセールの近くのフォントノワ・アン・ピュイゼで、ロテール軍と対決した。結果は、ロテール軍が惨敗し、彼は敗走した。その結果、カロリング朝の版図をルイとシャルルの2人で客観的平等に基づく方法で分割する必要が生じた。そして、最終的には、カロリング朝の帝国をロマンス語の地域とゲルマン語の地域との区分に沿って分割することになった。西部のフランク族がローマ化して以来、ゲルマン語圏とロマンス語圏の境界線が、はっきりと線引きされており、言語圏で帝国の分割を実現したのである。

歴史上有名なヴェルダン条約は843年に調印されて、分割が実現したわけだが、この分割によって誕生した2つの王国は、それぞれ *Francia occidentalis* 「西のフランキア」は、フランスの萌芽になり、*Francia orientalis* 「東のフランキア」はドイツの萌芽となったのである。この分割の際に、数ヶ月前から改心のしるしを見せていたロテールにも緩衝的地帯とも言うべき辺境を分割することで、西と東の王国のバランスを保とうとしたのである。主にオランダ、ラインラント、アルザス・ロレーヌ、スイス、プロヴァンス、北イタリアなどであるが、このロテールの王国はロタンギアと呼ばれた。このロタンギアには、現代に続くヨーロッパ精神がうかがわれ、ブロック間における商業と交易と自由な往来の萌芽がこのとき既に見られたのである。

この分割は、ロマンス語かゲルマン語かのどちらかに属していることが、勝者の版図を意味したので、843年以降は、ヨーロッパという大きなくりのなかで、言語の別が後の国家の形成の基盤となったと言っても過言ではないであろう。そして、ヴェルダン条約の一年前、ルイとシャルルの両陣営は、軍事同盟を政治協定に平和的に移行するために相互に交渉を行った。その結果、842年の2月14日、ルイとシャルルの兄弟は、それぞれのブレーンと軍隊を率いて、ストラスブールで相会し、厳粛な誓約を行うこととなる。このストラスブールで述べられた「誓約」は、2つの国家

の創設の確認でもあるが、これは言語学的見地から捉えれば、二つの言語の創設とも見なすことが出来るのである。この分割は、非常に単純明快で二元的なものであった。つまり、シャルルには、臣民がロマンス語を話している地域を、ルイには、ドイツ語話者の住む地域を与えるというものである。こうした状況下で、この分割を確認する文書を作成するのにラテン語を用いるのは時代遅れであったに違いない。ラテン語そのものは、ローマ帝国の統一の象徴的存在であったわけで、もはや、帝国が分割された後となつては、厄介払いしたい存在だったかもしれない。

5. ラテン語からフランス語へ

5.1 「ライヒェナウの用語解」

この用語解は、シャルル肥満王が埋葬されたライヒェナウ修道院で発見されたことから、このように呼ばれているが、今日、カールスルーエ図書館（写本番号は86番と115番）に寄託されている。聖ヒエローニムスは、ウルガタ版の聖書を作ったが（400年頃完成）、西暦800年頃には、すでに、このウルガタ版の聖書さえ、注解がなければ読めなくなっていた。このなかで用いられている1280ほどの用語を注解したもので、ラテン語が崩れて俗ラテン語、さらにロマンス語を経て、原フランス語へと続く点と線が見て取れる。一例を挙げると、森田（2001B:160-161）でも触れたように、ラテン語の *aper* が、*salvaticus* と注解されており、これは、*porc salvaticus* 「森で暮らす豚」つまり「野生の豚」*porc sauvage*（古フランス語では *salvage*）を意味するものである。この用語解の意義は、ラテン語からロマンス語への移行のひとつの文書的なモニュメントとなっていることであるが、その一方で、ドキュメントではあるが、単なる単語帳に過ぎないという見方も出来る。したがって、連続性というよりは、ある時点における断面図的なものとして評価すべきであろう。

5.2 フランス語最古のテキスト

「ストラスブールの誓約」は、明らかにラテン語とは異なる側面を持っている。さらに、古フランス語へと続く特徴も持っている。その中身は、ルイがロマンス語で誓い、つづいてシャルルの従者が繰り返す部分である。以下に、テキストを示す。

Louis: 'Pro Deo amur et pro Christian poblo et nostro commun salvament, d'ist di in avant, in quant Deus savir et podir me dunat, si salvarai eo cist meon fradre Karlo et in ajudha et in cadhuna cosa, si cum om per dreit son fradra salvar dift, in o quid il mi altresí fazet, et ab Ludher nul plaid numquam prindrai qui, meon vol, cist meon fradre Karle in damno.'

Followers of Charles the Bald: 'Si Lodhuvigs sagrament, que son fradre Karlo jurat, conservat, et Karlus meos sendra de suo part non lo's tanit, si io returnar non l'int pois, ne io ne neuls cui eo returnar int pois, in nulla ajudha contra Lodhuwig nun li iv er.'

['For the love of God, and for the salvation of the Christian people and for our common salvation, from this day forward, in so far as God gives me knowledge and power, I will help my brother Charles both in aid and in everything, as one ought by right to help one's brother, on condition that he does the same for me; and I will never undertake any agreement with Lothair which, by my consent, might be of harm to my brother Charles.'

'If Louis keeps the oath which he swore to his brother Charles, and Charles my lord, for his part, does not keep, if I cannot deter him from it, neither I nor anyone whom I can deter from it, will be of any assistance to him against Louis.']

このテキストからは、かなり古フランス語に近づいていることが分かる。分けても顕著な特徴は、ラテン語のストレスのない最終音節の喪失である。

SERMENTS DE STRASBOURG (842)*

I. Louis le Germanique

A:

1. latin classique: Per Dei amorem et per christiani populi et nostram communem

2. latin parlé (VII): Por deo amore et por chrestyano pob (o) lo et nostro commune

3. texte (842): Pro deo amur et pro Christian poblo et nostro commun

4. époque de Roland (XI): Por dieu amor et por del crestien people et nostre comun

5. moyen français (XV): Pour l'amour Dieu et pour le sauvement du chrestien people

6. français contemporain: Pour l'amour de Dieu et pour le salut commun du people chrétien

B:

1. lat.class.: salutem, ab hac die, quantum Deus scire et posse mihi dat

* d'après Ferdinand BRUNOT (1966): Histoire de la langue française, tome I, p.144. Armand Colin

2. lat.parlé (VII): salvamento de esto die en avante en quanto Deos sabere et podere

3. texte (842): saluament, d' ist di en avant, in quant Deus savir et podir me dunat

4. époque de Roland (XI): salnement, de cest jorn en avant, quan que Dieus saveir et podeir

5. moy.fr. (XV): et le nostre commun, de cest jour en avant, quan que Dieu savoir et

6. fr.contemp.: et le nôtre, à partir de ce jour, autant que Dieu m'en donne le savoir

C:

1. Servabo hunc meum fratrem Carolum, et ope .ea et in quacumque re,

2. me donat, sic salvarayo eo eccesto meon fradre Karlo, et en ayuda et en caduna causa,

3. si salvarai eo cist meon fradre Karlo, et in aiudha et in cadhuna cosa,

4. me donet, sic si salverai jo cest mien fredre Charlon, et en aiude, et en chascune chose,

5. pouvoir me done, si sauverai je cest mien frere Charle, et par mon aide et en chascune chose,

6. et le pouvoir, je soutiendrai mon frère Charles de mon aide et en toute chose

D:

1. ut quilibet fratrem suum servare jure debet,

2. sic qomo omo per directo son fradre salvare devet,

3. si cum om per dreit son fradra salvar dift,

4. si come on par dreit son fredre salver deit,

5. si comme on doit par droit son frere sauver,

6. comme on doit justement soutenir son frère,

E:

1. dummodo mihi idem faciat, et cum Clotario nullam unquam pactionem

2. en o qued illi me altrosic fatsyat, et ab Ludero nullo plag (i) do

3. in o quid il mi altresì fazet, et ab Ludher nul plaid nunquam

4. en ço que il me altresì façet, et a Lodher nul plait onques ne

5. en ce qi'il me face autresì, et avec Lothaire nul plaid onques ne

6. à condition qu'il m'en fase autant, et je ne prendrai jamais aucun

F:

1. faciam, quae mea voluntate huic meo fratri Carolo damno sit.

2. nonqua prendrayo, qui meon volo eccesto meon fradre Karlo en damno seat.

3. prindrai, qui meon vol cist meon fradre Karle in damno sit.

4. prendrai, qui mien vueil cest mien fredre Charlon en dam seit.

5. prendrai, qui, au mien veuil, a ce mien frere Charles soit a dan.

6. arrangement avec Lothaire, qui, à ma volonté, soit au detriment de mon dit frère Charles.

II. Soldats de Charles le Chauve

G:

1. Si Hlotavigus sacramentum quod frati suo juravit observat,

2. Si Lodovigos sagramento que son fradre Karlo jurat, conservat,

3. Si Lodhuvigs sagrament, que son fradre Karlo jurat, conservat.

4. Se Lodevis le sairement que son fredre Charlon jurat, conservet,

5. Si Loys le serment que a son frere Charle il jura, conserve,

6. Si Louis tient le serment qu'il a juré á son frère Charles,

H:

1. et Carolus dominus meus pro parte sua suum non observat,

2. et Karlos meos senyor de soa parte non (el) lo suon tenet,

3. et Karlus meos sendra de suo part non lo suon tanit.

4. et Charles, mes sire, de soe part le soen ne tient,

5. et Charle mon seigneur, de sa part le sien ne tient,

6. et que Charles, mon seigneur, de son côté n'observe pas le sien,

I:

1. si eum non avertere possum, nec ego nec ullus quem ego avertere possim,

2. si eo retornare non (el) lo ende potsyo, ne eo ne neullus cui eo retornare ende potsyo,

3. si io returnar non l' int pois, ne io ne ne ls cui eo returnar int pois.

4. se jo retourner ne l'en puis, ne jo ne neuls cui jo retourner en puis,

5. si je retourner ne l'en puis, ne je, ne nul que j'en puis retourner,

6. au cas où je ne l'en pourrais détourner,

J:

1. ullam opem adversus Hlotavigum ei feremun.

2. en nulla ayuda contra Lodovigo non (el) li ivi ero.

3. in nulla aiudha contra Lodhuvig non li iv er.

4. en nulle aiude contre Lodevic ne li I ier.

5. en nulle aide contre Loys ne lui serai en ce.

6. je ne lui prêterai en cela aucun appui, ni moi ni nul que j'en pourrais détourner.

フランス語がラテン語に由来する言語のひとつであることは、いまや疑いがない事実であるが、その系譜をたどるにあたって、もっとも代表的な要素としては音韻変化に勝るものはないであろう。

Populi が poblo に変化しているが、a/o/e という母音間以外では、脱落が生じ、これは典型的な proparoxyton から paroxyton への変化である。

Jurat は、古典ラテン語の juravit が平準化を起こしたものと考えられるが、この場合のアクセントの位置は問題である。つまり、最終音節の a は、ストレスのある a か中性名詞の複数形の活用語尾の -a[ə] かどちらかを示すもので、そうになると、jurat のアクセントの位置は、proparoxyton から paroxyton への変化と見ると第一音節に、ストレスのある a と考えれば第二音節に、それぞれ来るということになる。

接続法の形態に関しても、fazet [fatsət] がラテン語の faciat から来ていることも、音韻変化の法則に外れていない。つまり、[kj] が [ts] に変化する現象は、palatalization 「口蓋音化」というラテン語がロマンス語になる時に生じた典型的な現象であるが、Cicero 「キケロー」が 「ツイツェロー」となるこのような例を 「口蓋化」と呼んでいる。

平準化の問題では、格変化の大部分が失われ、主格とそれ以外の斜格の区別が難しくなっていた。テキストに見られる斜格の機能は、(1) pro (de) amur のような pro という前置詞の目的語になっている amur や、(2) meon vol 'by my will' のような独立用法や、(3) (pro) deo (amur) の deo のような所有格用法や、(4) son fradre Karlo (jurat) 'he swore to his brother Charles' のような与格用法などが見られる。

語順の問題においても、定動詞が文末に置かれる傾向が見られるが、これは、ラテン語も同様であった。特に、ドイツ語の副文では、これが言語の特徴になっている。また、見逃してはならないその他の特徴として、主語に代名詞を用いる傾向が見られる。これは、語順が固まってゆくにつれて、語順も意味の形成の上で大きな役割を果たすようになるのと、平準化が進むこととは、相関性がある現象だと考えるのが妥当で、格変化の平準化に伴い、主格代名詞を用いることによ

り主格と同形の斜格を区別するような機能が生じたのではないかと考えられる。この主格代名詞の使用は、古典ラテン語にはない用法だが、俗ラテン語には見られる用法である。さらに、主語でしか用いられない不定代名詞の *on* の起源も、俗ラテン語の時代に *homo* が一般的な意味で用いられたコンテキストにおいて、自然発生的に生じた用法だと考えられる。*Homo* が *om* になり、現代の *on* になっているのだが、主語でしか用いられないという点を考えると、やはり語順との絡みを勘案すべきであろう。

時制に関しては、*salvarai* や *prindrai* のような一般動詞は、*infinitive* に *habere* の縮約形を組み合わせて、*synthetic* な未来時制を新たに形成したが、その一方で、*be* 動詞にあたる *er* (< *ero*) は、使用頻度や定着度の高さから、その形を継承した。

以下に、個々のセンテンスについての分析と考察を付す。

A : *deo* は、古フランス語の *cas-sujet* に対する *cas-régime* の絶対用法の一種で、英語の所有格やドイツ語のザクセン 2 格のように、限定する語句の直前に置かれているが、もう少し後の古フランス語の時代には、限定される語句が前に置かれるようになる。その名残りが、*hôtel-dieu* に見られ、その語源は ‘*mansion of God*’ である。

B : *saluament* は、動詞 *saluare* の派生語で、*-ment* は男性名詞を作る接尾辞の原型である。*Ist* は、ラテン語の *iste* からで、指示形容詞の弱形である。*Ist di* の *di* は、ラテン語の *dies* 起源で、現代フランス語の *lun-di* などが、その名残りである。*In quant* は、<<*dans le mesure où*>> つまり、‘*in so far as*’ の意味で、定動詞は *dunat* で、不定法の動詞を対格目的語にとっている。*Podir* は古典期の不定法 *posse* が、類推による **potere* から来た形と考えられる。音韻的には、*savir* は *sapere* に由来する語であるが、母音間の閉鎖音は基本的に有声音化する。

C : *salvarai* は、現代フランス語に通じる新しい未来形の一人称で、その主語は主格代名詞の *eo* が現れている。この *eo* はラテン語の *ego* に由来するもので、アクセントの位置によって、その発展の仕方が異なる。例えば、*ego* の *e* にアクセントが置かれると、*g* は弱まって、*eo* となり、イタリア語の *io* などがある例である。一方、アクセントが *o* に置かれると、*g* は弱音化せず、その音が口蓋化するとフランス語の *je* になる。*cist* はラテン語の *ecce iste* からで、指示形容詞の強形である。*Caduna* という語の語源は、ギリシャ語の *kata* という前置詞と数詞の *unus* が組み合わさって出来た語で、現代フランス語の *chacun* もこれに由来し、イタリア語の *ciasono* も同源である。

D : *si cum* はラテン語の *sic quomodo* から来ており、意味は <<*comme*>> である。*Om* はラテン語の *homo* が退化したもので、現代フランス語の不定代名詞 *on* の元になったものである。*Dift* はラテン語の *debet* <<*doit*>> に由来するもので、副詞節の定動詞で文末に置かれている例である。音韻的には、母音間の *b* は *v* または *f* に代わる。

E : in o quid はラテン語の in hoc quid << dans le mesure où >> から来ているが、既に、/h/ 音の無音化が活字の上にも現れている例である。

F : meon vol << de ma volonté >> は前置詞を伴わない斜格の用法の一種だが、この時点で、cas-sujet と cas-régime の区別は困難になりつつあった。

G : jurat の時制は、ドイツ語ヴァージョンにより確認できるが、俗ラテン語以降、amat の完了形の amavit の -vi- が脱落する傾向が強くなり、総合的な完了時制から分析的な時制が多用されるようになる。完了幹は多くの場合、単純過去に通じる場合が多い。Jurat が過去形であるのに対し、conservat は現在形である。

H : ñ lostanit という写本の部分の解釈は、ñ をどのように解釈すべきかで、諸説紛々であった。さまざまな、文献学者の見解の紆余曲折を経て、現在は、non lo suon tanit と読むというところに落ち着いている。

I : 仮定節と、帰結節のどちらも定動詞 pois が節末に来ている。

J : 古典ラテン語に比べると、842 年のテキストは、nulla と non のように pleonasmе が見られる。俗ラテン語にも否定の呼応表現の萌芽は既に見られた。

6. 結 論

「ストラスブールの誓約」は羊皮紙の上にほんの数行ばかり記されたものにすぎないが、古フランス語へ通じる萌芽であり、ラテン語からフランス語への進化の過程のある段階を示すものである。同時に、843 年のヴェルダン条約に先駆けて、ヨーロッパにおいて、二大国家の誕生を知らしめるものでもある。さらに、ローマ帝国崩壊の後、いくつもの言語がヨーロッパの中で使用されていたという事実を示す証拠でもある。つまり、「ストラスブールの誓約」の持つ言語学的意味は、初めて記述された原始フランス語ということになる。

参 考 文 献

- Bloch, O. and Von Wartburg, W. (1989) *Dictionnaire étymologique de la langue française*, Presses universitaires de France.
- Buridant, C. (2000) *Grammaire nouvelle de l'ancien français*, Sedes.
- Cerquiglini, B. (1991) *La naissance du français*, Presses universitaires de France.
- Ernout, A. and Meillet, A. (1985) *Dictionnaire étymologique de la langue latine*, Klincksieck.
- Ewert, A. (1966) *The French Language*, Faber and faber.

Herman, J. (2000) *Vulgar Latin*, The Pennsylvania State University Press.

Morita, S. (2001: A) "On the Etymological Origin of Animals and Plants in Indo-European," *The Economic Review of Toyo University*, Vol. 26, pp.127-147, *The Economic Society of Toyo University*.

Morita, S. (2001: B) "On the Etymological Origin of 'Swine,' 'Cow,' and 'Ewe' in Indo-European" *The Journal of Language and Culture*, Vol.1, pp. 157-183, Toyo University.

Posner, R. (1996) *The Romance languages*, Cambridge University Press.

Rickard, P. (1989) *A History of the French Language*, Routledge.

Servat, G. (1994) *Les structures du latin*, Picard.